

当裁判所の判断	被告の主張	原告の主張 (被告の主張に対する認否)
<p>(1) 基本的構成態様</p> <p>正面視左右方向に長く、長手方向に中空の直方体(中空筒体)を有し、中空筒体の正面側の面(前面側)の外方に向けて底面側の面(底面側)が全面に亘って延伸して延伸部が形成され、底版部(底面側と延伸部からなる)の下面に、その左右方向の全面に亘って、下方に延びる床版取付部、天板部、水切り垂下部からなるブラケットが、天板部を介して取り付けられ、水切り垂下部から、床版取付部の下方までを直線状に繋ぐ四角板状体(リブ)が左右方向に複数形成されている。</p>	<p>(1) 基本的構成態様</p> <p>正面視左右方向に長く、長手方向に中空の直方体を有し、中空筒体の前面側の外方に向けて底面側が全面に亘って延伸して延伸部が形成されている。</p>	<p>(1) 基本的構成態様</p> <p>× 正面視左右方向に長く、長手方向に中空の直方体を有し、中空筒体の正面側の面(前面側)の外方に向けて底面側の面(底面側)が全面に亘って延伸して延伸部が形成され、底版部(底面側と延伸部からなる)の下面に、その左右方向の前面に亘って下方に延びる四角板状体(腹板)が形成され、中空筒体の背面側の面(背面側)の下の底面側の下面から、腹板の最低位までを直線状に繋ぐ三角板状体(リブ)が左右方向に複数形成されている。</p>
<p>(2) 具体的構成態様</p>	<p>(2) 具体的構成態様</p>	<p>(2) 具体的構成態様</p>
<p>ア① 中空筒体、延伸部、床版取付部、ブラケットのリブは、それぞれ、薄板で形成され、中空筒体の前面側、上面側、及び背面側は、左右方向の両端部の全面の内、前面側と背面側の底面側近傍を除いて2層構造で、内側の層が底面側よりも左右方向に延在して嵌込片を形成し、底面側と延伸部の前後方向寸法の比率は約4:1で、前面側と床版取付部の上下方向寸法の比率は約3:2である。</p>	<p>ア① 中空筒体、延伸部は、それぞれ、薄板で形成され、中空筒体の前面側、上面側、及び背面側は、左右方向の両端部の全面の内、前面側と背面側の底面側近傍を除いて2層構造で、内側の層が底面側よりも左右方向に延在して嵌込片を形成し、底面側と延伸部の前後方向寸法の比率は約4:1である</p>	<p>× ア① 中空筒体、延伸部、腹板、腹板の補強リブは、それぞれ、薄板で形成され、中空筒体の前面側、上面側、及び背面側は、左右方向の両端部の全面の内、前面側と背面側の底面側近傍を除いて2層構造で、内側の層が底面側よりも左右方向に延在して嵌込片を形成し、底面側と延伸部の前後方向寸法の比率は約4:1で、前面側と腹板の上下方向寸法の比率は約3:2である。</p>
<p>イ① 延伸部の上面には、前面側の外面から延伸部の端部まで直線状に延びる4本の補強リブが、左右方向中央で対称になるように、且つ、端側の補強リブとその隣の中央側の補強リブとの間隔に対して、中央側の2本の補強リブ同士の間隔が狭くなるように設けられている。</p>	<p>イ① 延伸部の上面には、前面側の外面から延伸部の端部まで直線状に延びる4本の補強リブが、左右方向中央で対称になるように、且つ、端側の補強リブとその隣の中央側の補強リブとの間隔に対して、中央側の2本の補強リブ同士の間隔が狭くなるように設けられている</p>	<p>○ イ① 被告の主張と同じ。</p>
<p>ウ① 前面側には、底面側に近い位置であって、中央側の2本の補強リブの中央の位置、及び端側の補強リブとその隣の中央側の補強リブとの間であって両端側のそれぞれの補強リブ寄りの位置に、1個ずつ、それぞれ同じ高さに前面側ボルトが設けられている</p>	<p>ウ① 前面側には、底面側に近い位置であって、中央側の2本の補強リブの中央の位置、及び端側の補強リブとその隣の中央側の補強リブとの間であって両端側のそれぞれの補強リブ寄りの位置に、1個ずつ、それぞれ同じ高さに前面側ボルトが設けられている。</p>	<p>○ ウ① 被告の主張と同じ。</p>
<p>エ① 延伸部の、前面側より遠位で、且つ、左右方向で前面側ボルトと同じ位置には、左右方向に長い楕円形の底版部固定用ボルト孔が1個ずつ設けられている。</p>	<p>エ① 延伸部の、前面側より遠位で、且つ、左右方向で前面側ボルトと同じ位置には、左右方向に長い楕円形の底版部固定用ボルト孔が1個ずつ設けられている。</p>	<p>○ エ① 被告の主張と同じ。</p>
<p>オ① 背面側の上下方向中間位置より下側の略中央の位置には、背面側ボルトが、前面側ボルトと左右方向に同じ位置に1個ずつ、上下方向の位置が一致するように設けられている。</p>	<p>オ① 背面側の上下方向中間位置より下側の略中央の位置には、背面側ボルトが、前面側ボルトと左右方向に同じ位置に1個ずつ、上下方向の位置が一致するように設けられている。</p>	<p>○ オ① 被告の主張と同じ。</p>
<p>カ① 背面側は、底面側よりも下部に延伸する水切り延伸部を形成している。</p>	<p>カ① 背面側は、底面側よりも下部に延伸する水切り延伸部を形成している。</p>	<p>○ カ① 被告の主張と同じ。</p>
<p>キ① 上面側には、その中央部且つ背面側寄り、前後方向に長手の長方形の対角線上に位置するように、4個の支柱台座取付用孔が設けられている。</p>	<p>キ① 上面側には、その中央部且つ背面側寄り、前後方向に長手の長方形の対角線上に位置するように、4個の支柱台座取付用孔が設けられている。</p>	<p>○ キ① 被告の主張と同じ。</p>
<p>ク① 床版取付部は、四角形状で、底面側の前後方向の中央より僅かに前面側寄りの下面に形成されている。</p>		<p>× ク① 腹板は、四角形状で、底面側の前後方向の中央より僅かに前面側寄りの下面に形成されている。</p>
<p>ケ① ブラケットのリブは、底板部の底面側の下部に、中央を対称にして3箇所設けられている。</p>		<p>× ケ① 腹板の補強リブは、底板部の底面側の下部に、中央を対称にして3箇所設けられている。</p>

当裁判所の判断	被告の主張	原告の主張 (被告の主張に対する認否)
<p>(1) 基本的構成態様</p> <p>正面視左右方向に長く、長手方向に中空の直方体 (中空筒体) を有し、中空筒体の正面側の面 (前面側) の外方に向けて底面側の面 (底面側) が全面に亘って延伸して延伸部が形成され、底版部 (底面側と延伸部からなる) の下面に、その左右方向の全面に亘って、下方に延びる床版取付部、天板部、水切り垂下部からなるブラケットが、天板部を介して取り付けられ、水切り垂下部から、床版取付部の下方までを直線状に繋ぐ四角板状体 (リブ) が左右方向に複数形成されている。</p>	<p>(1) 基本的構成態様</p> <p>正面視左右方向に長く、長手方向に中空の直方体を有し、中空筒体の前面側の外方に向けて底面側が全面に亘って延伸して延伸部が形成されている。</p>	<p>(1) 基本的構成態様</p> <p>× 正面視左右方向に長く、長手方向に中空の直方体を有し、中空筒体の正面側の面 (前面側) の外方に向けて底面側の面 (底面側) が全面に亘って延伸して延伸部が形成され、底版部 (底面側と延伸部からなる) の下面に、その左右方向の前面に亘って下方に延びる四角板状体 (腹板) が形成され、中空筒体の背面側の面 (背面側) の下の底面側の下面から、腹板の最低位までを直線状に繋ぐ三角板状体 (リブ) が左右方向に複数形成されている。</p>
<p>(2) 具体的構成態様</p> <p>ア① 中空筒体、延伸部、床版取付部、ブラケットのリブは、それぞれ、薄板で形成され、中空筒体の前面側、上面側、及び背面側は、左右方向の両端部の全面の内、前面側と背面側の底面側近傍を除いて2層構造で、内側の層が底面側よりも左右方向に延在して嵌込片を形成し、底面側と延伸部の前後方向寸法の比率は約2.6:1で、前面側と床版取付部の上下方向寸法の比率は、約3:2である。</p>	<p>(2) 具体的構成態様</p> <p>ア② 中空筒体、延伸部は、それぞれ、薄板で形成され、中空筒体の前面側、上面側、及び背面側は、左右方向の両端部の全面の内、前面側と背面側の底面側近傍を除いて2層構造で、内側の層が底面側よりも左右方向に延在して嵌込片を形成し、底面側と延伸部の前後方向寸法の比率は約2.6:1である。</p>	<p>(2) 具体的構成態様</p> <p>× ア② 中空筒体、延伸部、腹板、腹板の補強リブは、それぞれ、薄板で形成され、中空筒体の前面側、上面側、及び背面側は、左右方向の両端部の全面の内、前面側と背面側の底面側近傍を除いて2層構造で、内側の層が底面側よりも左右方向に延在して嵌込片を形成し、底面側と延伸部の前後方向寸法の比率は約2.6:1で、前面側と腹板の上下方向寸法の比率は、約3:2である。</p>
<p>イ① 延伸部の上面には、前面側の外面から延伸部の中央より僅かに前面側の位置まで直線状に延びる6本の補強リブが、左右方向中央で対称になるように、且つ、一定の間隔で隣り合う2本の補強リブで想定される計3つの一対の補強リブ同士の間隔が、当該一定の間隔よりも狭くなるように設けられている。</p>	<p>イ② 延伸部の上面には、前面側の外面から延伸部の中央より僅かに前面側の位置まで直線状に延びる6本の補強リブが、左右方向中央で対称になるように、且つ、一定の間隔で隣り合う2本の補強リブで想定される計3つの一対の補強リブ同士の間隔が、当該一定の間隔よりも狭くなるように設けられている。</p>	<p>○ イ② 被告の主張と同じ。</p>
<p>ウ① 前面側には、両端部及び中央部の一対の補強リブを形成する補強リブ同士の中央の位置、且つ、底面側に近い位置に、1個ずつ、それぞれ同じ高さに前面側ボルトが設けられている。</p>	<p>ウ② 前面側には、両端部及び中央部の一対の補強リブを形成する補強リブ同士の中央の位置、且つ、底面側に近い位置に、1個ずつ、それぞれ同じ高さに前面側ボルトが設けられている。</p>	<p>○ ウ② 被告の主張と同じ。</p>
<p>エ① 延伸部の、前面側より遠位で、且つ、左右及び中央の3箇所に想定される一対の補強リブの間の中央部には、円形の底版部固定用ボルト孔が1個ずつ設けられている。</p>	<p>エ② 延伸部の、前面側より遠位で、且つ、左右及び中央の3箇所に想定される一対の補強リブの間の中央部には、円形の底版部固定用ボルト孔が1個ずつ設けられている。</p>	<p>○ エ② 被告の主張と同じ。</p>
<p>オ① 背面側の上下方向中間位置より下側の略中央の位置には、背面側ボルトが、前面側ボルトと左右方向に同じ位置に1個ずつ、上下方向の位置が一致するように設けられている。</p>	<p>オ② 背面側上下方向中間位置より下側の略中央の位置には、背面側ボルトが、両端部の前面側ボルトと左右方向に同じ位置に1個ずつ、上下方向の位置が一致するように設けられている。</p>	<p>○ オ② 被告の主張と同じ。</p>
<p>カ① 背面側は、底面側よりも下部に延伸する水切り延伸部を形成している。</p>	<p>カ② 背面側は、底面側よりも下部に延伸する水切り延伸部を形成している。</p>	<p>○ カ② 被告の主張と同じ。</p>
<p>キ① 上面側には、その中央部且つ背面側寄り、前後方向に長手の長方形の対角線上に位置するように、4個の支柱台座取付用孔が設けられている。</p>	<p>キ② 上面側には、その中央部且つ背面側寄り、前後方向に長手の長方形の対角線上に位置するように、4個の支柱台座取付用孔が設けられている。</p>	<p>○ キ② 被告の主張と同じ。</p>
<p>ク① 床版取付部は、四角形状で、底面側の前後方向の中央より僅かに前面側寄りの下面に形成されている。</p>		<p>× ク② 腹板は、四角形状で、底面側の前後方向の中央より僅かに前面側寄りの下面に形成されている。</p>
<p>ケ① ブラケットのリブは、底板部の底面側の下部に、中央を対称にして3箇所設けられている。</p>		<p>× ケ② 腹板の補強リブは、底板部の底面側の下部に、中央を対称にして3箇所設けられている。</p>

当裁判所の判断	被告の主張	原告の主張（被告の主張に対する認否）
(1) 基本的構成態様	(1) 基本的構成態様	(1) 基本的構成態様
正面視左右方向に長く、長手方向に中空の直方体（中空筒体）を有し、中空筒体の正面側の面（前面側）の外方に向けて底面側の面（底面側）が全面に亘って延伸して延伸部が形成され、底板部（底面側と延伸部からなる）の下面に、その左右方向の全面に亘って、下方に延びる床版取付部、天板部、水切り垂下部からなるブラケットが、天板部を介して取り付けられ、水切り垂下部から、床版取付部の下方までを直線状に繋ぐ四角板状体（リブ）が左右方向に複数形成されている。	正面視左右方向に長く、長手方向に中空の直方体（中空筒体）の前面側の外方に向けて底面側が全面に亘って延伸して延伸部が形成されている。	× 正面視左右方向に長く、長手方向に中空の直方体（中空筒体）の正面側の面（前面側）の外方に向けて底面側の面（底面側）が全面に亘って延伸して延伸部が形成され、底板部（底面側と延伸部からなる）の下面に、その左右方向の前面に亘って下方に延びる四角板状体（腹板）が形成され、中空筒体の背面側の面（背面側）の下の底面側の下面から、腹板の最低位までを直線状に繋ぐ三角板状体（リブ）が左右方向に複数形成されている。
(2) 具体的構成態様	(2) 具体的構成態様	(2) 具体的構成態様
ア③ 中空筒体、延伸部、床版取付部、ブラケットのリブは、それぞれ、薄板で形成され、中空筒体の前面側、上面側、及び背面側は、左右方向の両端部の全面の内、前面側と背面側の底面側近傍を除いて2層構造で、内側の層が底面側よりも左右方向に延在して嵌込片を形成して、底面側と延伸部の前後方向寸法の比率は約5:2、前面側と床版取付部の上下方向寸法の比率は、約3:2である。	ア③ 中空筒体、延伸部は、それぞれ、薄板で形成され、中空筒体の前面側、上面側、及び背面側は、左右方向の両端部の全面の内、前面側と背面側の底面側近傍を除いて2層構造で、内側の層が底面側よりも左右方向に延在して嵌込片を形成し、底面側と延伸部の前後方向寸法の比率は約2.6:1である。	× ア③ 中空筒体、延伸部、腹板、腹板の補強リブは、それぞれ、薄板で形成され、中空筒体の前面側、上面側、及び背面側は、左右方向の両端部の全面の内、前面側と背面側の底面側近傍を除いて2層構造で、内側の層が底面側よりも左右方向に延在して嵌込片を形成して、底面側と延伸部の前後方向寸法の比率は約5:2、前面側と腹板の上下方向寸法の比率は、約3:2である。
イ③ 延伸部の上面には、前面側の外面から延伸部の端部まで直線状に延びる延伸部上の補強リブが、設けられている。	イ③ 延伸部の上面には、前面側の外面から延伸部の中央より僅かに前面側の位置まで直線状に延びる6本の補強リブが、左右方向中央で対称になるように、且つ、一定の間隔で隣り合う2本の補強リブで想定される計3つの一対の補強リブ同士の間隔が、当該一定の間隔よりも狭くなるように設けられている。	× イ③ 延伸部の上面には、前面側の外面から延伸部の端部まで直線状に延びる延伸部上の補強リブが、設けられている。
ウ③ 前面側には、底面側に近い位置に前面側ボルトが設けられている。	ウ③ 前面側には、両端部及び中央側の一対の補強リブを形成する補強リブ同士の中央の位置、且つ、底面側に近い位置に、1個ずつ、それぞれ同じ高さに前面側ボルトが設けられている。	× ウ③ 前面側には、底面側に近い位置に前面側ボルトが設けられている。
エ③ 延伸部には、前面側より遠位で、且つ、延伸部上の補強リブの端部より遠位に底板部固定用ボルト孔が設けられている。	エ③ 延伸部の、前面側より遠位で、且つ、左右及び中央の3箇所想定される一対の補強リブの間の中央部には、円形の底板部固定用ボルト孔が1個ずつ設けられている。	× エ③ 延伸部には、前面側より遠位で、且つ、延伸部上の補強リブの端部より遠位に底板部固定用ボルト孔が設けられている。
オ③ 背面側には、背面側ボルトが、設けられている。	オ③ 背面側上下方向中間位置より下側の略中央の位置には、背面側ボルトが、両端部の前面側ボルトと左右方向に同じ位置に1個ずつ、上下方向の位置が一致するように設けられている。	× オ③ 背面側には、背面側ボルトが、設けられている。
カ③ 背面側は、底面側よりも下部に延伸する水切り延伸部を形成している。	カ③ 背面側は、底面側よりも下部に延伸する水切り延伸部を形成している。	○ カ③ 被告の主張と同じ。
キ③ 上面側には、その中央部且つ背面側寄り、前後方向に長手の長方形の対角線上に位置するように、4個の支柱台座取付用孔が設けられている。	キ③ 上面側には、その中央部且つ背面側寄り、前後方向に長手の長方形の対角線上に位置するように、4個の支柱台座取付用孔が設けられている。	○ キ③ 被告の主張と同じ。
ク③ 床版取付部は、四角形状で、延伸部と底面側の境に近い延伸部の下面に形成されている。		× ク③ 腹板は、四角形状で、延伸部と底面側の境に近い延伸部の下面に形成されている。
ケ③ ブラケットのリブは、底板部の底面側の下部に設けられている。		× ケ③ 腹板の補強リブは、底板部の底面側の下部に設けられている。

当裁判所の判断	被告の主張	原告の主張（被告の主張に対する認否）
(1) 基本的構成態様	(1) 基本的構成態様	(1) 基本的構成態様
正面視左右方向に長く、長手方向に中空の直方体（中空筒体）を有し、中空筒体の正面側の面（前面側）の外方に向けて底面側の面（底面側）が全面に亘って延伸して延伸部が形成され、底版部（底面側と延伸部からなる）の下面に、その左右方向の全面に亘って、下方に延びる床版取付部、天板部、水切り垂下部からなるブラケットが、天板部を介して取り付けられ、水切り垂下部から、床版取付部の下方までを直線状に繋ぐ四角板状体（リブ）が左右方向に複数形成されている。	正面視左右方向に長く、長手方向に中空の直方体（中空筒体）を有し、中空筒体の前面側の外方に向けて底面側が全面に亘って延伸して延伸部が形成されている。	× 正面視左右方向に長く、長手方向に中空の直方体（中空筒体）の正面側の面（前面側）の外方に向けて底面側の面（底面側）が全面に亘って延伸して延伸部が形成され、底版部（底面側と延伸部からなる）の下面に、その左右方向の前面に亘って下方に延びる四角板状体（腹板）が形成され、中空筒体の背面側の面（背面側）の下の底面側の下面から、腹板の最低位までを直線状に繋ぐ三角板状体（リブ）が左右方向に複数形成されている。
(2) 具体的構成態様	(2) 具体的構成態様	(2) 具体的構成態様
ア④ 中空筒体、延伸部、床版取付部、ブラケットのリブは、それぞれ、薄板で形成され、中空筒体の前面側、上面側、及び背面側は、左右方向の両端部の全面の内、前面側と背面側の底面側近傍を除いて2層構造で、内側の層が底面側よりも左右方向に延在して嵌込片を形成して、底面側の延伸部の前後方向寸法の比率は、約5.4:0.5、前面側と床版取付部の上下方向寸法の比率は、約3:2である。	ア④ 中空筒体、延伸部は、それぞれ、薄板で形成され、中空筒体の前面側、上面側、及び背面側は、左右方向の両端部の全面の内、前面側と背面側の底面側近傍を除いて2層構造で、内側の層が底面側よりも左右方向に延在して嵌込片を形成し、底面側と延伸部の前後方向寸法の比率は約2.6:1である。	× ア④ 中空筒体、延伸部、腹板、腹板の補強リブは、それぞれ、薄板で形成され、中空筒体の前面側、上面側、及び背面側は、左右方向の両端部の全面の内、前面側と背面側の底面側近傍を除いて2層構造で、内側の層が底面側よりも左右方向に延在して嵌込片を形成して、底面側の延伸部の前後方向寸法の比率は、約5.4:0.5、前面側と腹板の上下方向寸法の比率は、約3:2である。
イ④ 延伸部の上面には、前面側の外面から延伸部の端部まで直線状に延びる延伸部上の補強リブが、設けられている。	イ④ 延伸部の上面には、前面側の外面から延伸部の中央より僅かに前面側の位置まで直線状に延びる6本の補強リブが、左右方向中央で対称になるように、且つ、一定の間隔で隣り合う2本の補強リブで想定される計3つの一対の補強リブ同士の間隔が、当該一定の間隔よりも狭くなるように設けられている。	× イ④ 延伸部の上面には、前面側の外面から延伸部の端部まで直線状に延びる延伸部上の補強リブが、設けられている。
ウ④ 前面側には、底面側に近い位置に前面側ボルトが設けられている。	ウ④ 前面側には、両端部及び中央の一対の補強リブを形成する補強リブ同士間の中央位置、且つ、底面側に近い位置に、1個ずつ、それぞれ同じ高さに前面側ボルトが設けられている。	× ウ④ 前面側には、底面側に近い位置に前面側ボルトが設けられている。
エ④ 延伸部には、前面側より遠位で、且つ、延伸部上の補強リブの端部より遠位に底版部固定用ボルト孔が設けられている。	エ④ 延伸部の、前面側より遠位で、且つ、左右及び中央の3箇所想定される一対の補強リブの間の中央部には、円形の底版部固定用ボルト孔が1個ずつ設けられている。	× エ④ 延伸部には、前面側より遠位で、且つ、延伸部上の補強リブの端部より遠位に底版部固定用ボルト孔が設けられている。
オ④ 背面側には、背面側ボルトが設けられている。	オ④ 背面側上下方向中間位置より下側の略中央の位置には、背面側ボルトが、両端部の前面側ボルトと左右方向に同じ位置に1個ずつ、上下方向の位置が一致するように設けられている。	× オ④ 背面側には、背面側ボルトが設けられている。
カ④ 背面側は、底面側よりも下部に延伸する水切り延伸部を形成している。	カ④ 背面側は、底面側よりも下部に延伸する水切り延伸部を形成している。	○ カ④ 被告の主張と同じ。
キ④ 上面側には、その中央部且つ背面側寄り、前後方向に長手の長方形の対角線上に位置するように、4個の支柱台座取付用孔が設けられている。	キ④ 上面側には、その中央部且つ背面側寄り、前後方向に長手の長方形の対角線上に位置するように、4個の支柱台座取付用孔が設けられている。	○ キ④ 被告の主張と同じ。
ク④ 床版取付部は、四角形状で、底面側の前後方向の中央より僅かに前面側寄りの下面に形成されている。		× ク④ 腹板は、四角形状で、底面側の前後方向の中央より僅かに前面側寄りの下面に形成されている。
ケ④ ブラケットのリブは、底板部の底面側の下部に設けられている。		× ケ④ 腹板の補強リブは、底板部の底面側の下部に設けられている。